

大阪、昭51不107、昭52. 12. 26

命 令 書

申立人 全国自動車交通労働組合大阪地方連合会ヤマトタクシー労働組合

被申立人 ヤマトタクシー株式会社

主 文

- 1 被申立人は、縦1メートル、横2メートルの白色木板に下記のとおり明瞭に墨書して、被申立人会社正門付近の従業員の見やすい場所に1週間掲示しなければならない。

記

年 月 日

申 立 人 あ て

被 申 立 人 名

当社は、貴組合の組合員に対し組合脱退の勧奨等をしましたが、これは、労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為であることを認め、今後このような行為を繰り返さないことを誓約します。

以上、大阪府地方労働委員会の命令によって掲示します。

- 2 申立人のその他の申立てを棄却する。

理 由

第1 認定した事実

1 当事者等

- (1) 被申立人ヤマトタクシー株式会社（以下「会社」という）は、肩書地（編注、大阪市）に本社を置くタクシー会社で、従業員は本件審問終結時、約90名である。

(2) 申立人全国自動車交通労働組合大阪地方連合会ヤマトタクシー労働組合（以下「労組」という）は、会社の従業員約40名（本件審問終結時）で組織しており、昭和51年4月以来、大阪市浪速区大国町所在の全自交大阪地方連合会（以下「全自交」という）に加盟している。

会社には、このほかヤマトタクシー従業員組合（以下「従組」という）がある。

2 営業係長の職務権限等について

(1) 会社の営業係長B1（以下「B1係長」という）は、44年9月入社し、46年から1年余、労組執行委員長を務めたが、その後労組を脱退し現職に就任した。そして49年6月、道路運送法及び自動車運送事業等運輸規則に定める運行管理者に選任された。

(2) 営業係長の職務権限は、ほぼ運行管理者としてのそれに等しく、その内容は、会社の「運行管理規程」に、大要次のように記載されており、B1係長はこれらの職務を行っている。

① 乗務員の過労防止

(i) 勤務時間、休憩時間等を定め、勤務体制の適正を図る。

(ii) 公休、休日等を適切かつ効果的に与え、疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全運転ができないと判断される場合は乗務させない。

(iii) 交代乗務員の配置及び交代場所の指示その他乗務員全体の乗務調整を行う。

(iv) 労働協約、就業規則等の順守を指導する。

② 仕業点呼、終業報告

(i) 仕業点呼は、所定時刻に全員を集合させ厳正確実に行う。

(ii) 終業報告は、帰着後速やかに行わせる。

③ 運転日報の審査等

乗務員が作成・提出した運転日報の内容を審査し、次の運転計画の資料とする。

④ 乗務員の採用関係

(i) 会社に適した人物かどうか、資格・技術・年齢・性格を審査する。

(ii) 前歴について身上調査を行い、事故歴をも調査する。

(iii) 選考の状況を担当役員に報告し、採用の可否の決裁を受ける。

⑤ 乗務員の指導監督

(i) 乗務員の教育計画を立てる。

(ii) 新規採用者の教育及び在籍者の再教育を行う。

(iii) 運行状況を常に把握し、状況に変化あるときは適切な指示を行い、体制を確立しておく。

(iv) 乗務員の交通法令・服務規律等の順守状況を監督するため、査察の計画をたて実施する。

(v) 乗務員に乗務指示を行うときは、健康の状況・車両の配置等を充分考慮し、それに適応した割当て及び配車をする。

3 B 1 係長の言動等について

(1) 51年8月2日正午の点呼終了後、B 1 係長は、入社して間もない労組員A 1 を会社事務所の応接間へ呼び、「全自交に入っても何も前進しないではないか。これでは労組に入っても意味がない。脱退してはどうか」との旨述べた。そして、従業員C 1 (のちに従組の委員長となる) から預かっていると称して、「貴組合の思考性、指導性等に追従することができないから脱退する」と記載された脱退届の用紙を示し、「50名以上の脱退者があれば全自交はつぶせる。賛同してもらえるのであれば、それに署名せよ」と求めた。A 1 は、入社の前後を通じてB 1 係長に恩義を感じていたものでそれに署名した。しかし、その後A 1 は、労組を脱退する意思はなかったとして労組に復帰し、同年10月21日の定期大会で副委員長に選出された。

(2) B 1 係長は、51年7月ごろ、労組員A 2 に対し、「全自交組合をつぶそうじゃないか」との旨述べ、更に同年8月はじめ、労組員A 3、A 4 及びA 5 に対して労組を脱退するよう求めた。しかし、同人らはこれをことわった。

(3) 労組の野球部は、14、5名の部員を擁しており、51年8月7日には対外試合を行った。その終了後、同部監督のC 2 (当時労組員) は、部員を集めて、「労組の援助だけでは野球部の運営は苦しい。ところが社長が、野球部が労組から離脱したら運営資金

を全面的に援助するほか、いろいろ便宜をはかると言っているので、この際労組から離れようではないか」との旨提案した。これに反対したのはA 2ほか1名だけであった。そして同日、野球部から労組あてに「労組野球部を脱退する」旨の書面が提出された。

また同日、上記2名を除く野球部員が、各個人の労組脱退届を作成するために会社内で適当な場所を探していたところ、勤務していたB 1係長がその話を聞き、午後5時すぎごろ、自宅（大阪市平野区）付近にある行きつけのすし屋に電話をして一席設けた。その席には野球部員約10名のほかB 1係長及び車両主任C 3（非組合員）が参加した。そして、飲食している最中に脱退届が回わされ、署名がなされた。そのあと、B 1係長ら、7、8名は、千日前のアルサロへ飲みに行った。

上記の脱退届には16名（野球部員11名、その他5名）が連記され、同月9日に労組に提出された。

- (4) 51年8月10日の昼ごろ、B 1係長の居住している大阪市営住宅の集会場で、従組の結成大会が行われた。

なお、従組にも野球部が置かれた。また、C 2は、52年5月30日に退職した。

4 金銭の貸付けについて

- (1) 会社では、従業員の申出によって金銭を貸し付けている。
- (2) 51年8月4日の午前、当時の労組執行委員長A 6（以下「A 6委員長」という）が会社に2万円の貸付けを申し込んだところ、営業課長B 2（以下「B 2課長」という）は、「君は会社から借りないと言ったではないか」といってこれを拒否した。
- (3) その間のいきさつは次のとおりである。

A 6委員長は、50年10月21日、当時従業員であったC 4が会社から10万円の貸付けを受けるに際して、その連帯保証人となった。しかし、その後C 4は、6万円の返済が済まないまま退職した。そこで、B 2課長はA 6委員長に対して、その残金を毎月1万円ずつ返済するよう要求した。これに対してA 6委員長が「毎月1万円ずつ引かれたら生活に困る。1,000円ないし3,000円にしてほしい」と述べたことから双方が感

情的になり、同委員長は同課長に「もう会社からは一銭も借りん」と言い残して別れた。その後、C 4は上記残金をすべて支払った。

(4) 52年3月3日、A 6委員長は、会社から2万円の貸付けを受けた。

第2 判 断

1 B 1係長の言動について

(1) 労組は、B 1係長が行った数々の組合脱退勧奨等は明らかに労組の弱体化をねらった不当労働行為であると主張する。

これに対して会社は、①B 1係長が労組員に脱退の勧奨等をした事実はない、②仮に、B 1係長に労組が主張するような言動があったとしても、同係長は会社の利益代表者とはいえないから、会社が支配介入行為をしたということにはならない、③野球部員らとの会食は、B 1係長が個人的立場で行ったものであって、会社の不当労働行為とは関係がない、と反論する。

(2)① 前記認定のとおり、B 1係長は、労組員のA 2、A 3、A 5、A 4及びA 1に対して労組をつぶそうと呼びかけたり、組合脱退を勧奨したりしており、会社の上記主張①は事実に反し採用できない。

② また会社は、B 1係長は会社の利益代表者ではないと主張するが、前記認定のとおり、乗務員の採用に参画するほか、乗務員に対する仕業点呼の実施、運転日報の審査、配車・乗務禁止等の指示、教育・査察の企画・立案・実施等、乗務員に対する広範かつ重要な職務権限をもつB 1係長が使用者の利益を代表する者であることは明らかである。

よって、この点に関する会社の主張②は採用できない。

③ 次にB 1係長が、野球部員らが労組からの脱退届を作成するための場所を準備し、また同人らに酒食をもてなしたことは前記認定のとおりである。

会社は、この酒食に要した費用を会社が支出したものではないと主張するが、酒食に要した費用を会社が支出したか否かにかかわらず、B 1係長のこのような行為は、同係長のA 2らに対する前記行為と、同係長の職務内容からみて会社の意を体

してなされたものと推認するほかない。

④ したがって、B 1 係長が行った A 2 ら 5 名に対する組合脱退の勧奨並びに野球部員らとの会食等は、いずれも会社の行為と目されるものであり、労働組合法第 7 条第 3 号に該当する不当労働行為であるといわざるをえない。

⑤ なお労組は、会社が労組の野球部に金銭を提供し、また、その運営資金を全面的に援助するなど述べて同部を労組から離脱させたと主張するが、これらを認めるに足る疎明はない。したがって、この点に関する申立ては棄却する。

2 金銭の貸付けについて

労組は、会社が A 6 委員長に対する金銭の貸付けを拒否したことは不当労働行為であると主張する。

しかしながら、前記認定のような事実関係のもとでは、会社の本件措置が不当労働行為に該当するとはいえず、この点に関する労組の申立ては棄却せざるをえない。

3 その他

組合は、救済の内容として支配介入行為の禁止をも求めるが、主文救済によって十分救済の実を果しうると考える。

以上の事実認定及び判断に基づき、当委員会は、労働組合法第 27 条及び労働委員会規則第 43 条により主文のとおり命令する。

昭和 52 年 12 月 26 日

大阪府地方労働委員会

会長 川 合 五 郎